

V【第76号議案】 指定管理者の指定の件（神戸市立御影公会堂）

第 76 号議案

指定管理者の指定の件（神戸市立御影公会堂）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 公の施設の名称

神戸市立御影公会堂

2 指定管理者

神戸市東灘区御影本町7丁目7番20号

御影自治会連絡協議会

会長 鍵田 武志

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

理 由

神戸市立御影公会堂の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市立御影公会堂の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市立御影公会堂

2. 指定管理者

御影自治会連絡協議会

会長 鍵田 武志

神戸市東灘区御影本町7丁目7番20号

3. 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

4. 債務負担行為

期間：令和7～12年度 限度額：148,000 千円

5. 令和8年度予定額

27,000 千円

6. 選定までのスケジュール

選定評価委員会 令和7年9月9日（火）

7. 選定理由

市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」においては、「地域に密着した施設で地域人材を活用する場合」については公募外選定をすることが可能であるとされている。

神戸市立御影公会堂は、市民の集会等の利用に供するために設置された施設として位置づけられており、御影自治会連絡協議会は、当該施設を平成24年度から継続して（平成28年度の休館期間を除く）地域の人材を活用しながら良好に管理・運営してきたことから、今後も利用者ニーズへのきめ細やかで柔軟な対応が期待できる。

これらのことから当該団体を指定管理者として指定することが適当である。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

神戸市立公会堂条例によって、市民の集会等の利用に供するために設置された施設として位置づけられている。

(2) 所在地

神戸市東灘区御影石町 4-4-1

(3) 開設時期

昭和 8 年 5 月

(4) 規模構造

地上 3 階、地下 1 階

(5) 施設内容

地階 展示等スペース

1 階 大集会場、101 集会室

2 階 201 集会室、202 集会室、和室

3 階 301 集会室、302 集会室、303 集会室

(6) 開館時間・休館日

開館時間 午前 9 時から午後 9 時まで

休館日 毎週火曜日、年末年始（12 月 29 日～翌年 1 月 3 日）

(7) 利用状況

年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
利用件数（件）	3,514	4,663	4,822